

健康福祉部指定管理者（候補者）選定委員会における「北部老人福祉総合エリア」の選定結果について

● 選定の方法

- 1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価（評点付け）を行った。
（評点）
5点：特に優れている
4点：優れている
3点：やや優れている
2点：やや劣っている
1点：劣っている
- 2 全委員の評点の平均を算出し、選定基準のウエイトをもとに100点換算した。
（申請団体の評点については、下記の「評点表」を参照）
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、指定管理者の候補者を選定した。
（議論・検討の概要については、下記の「総合評価（選定結果）」を参照）

○ 評点表

	1 県民の平等利用の確保 （適合しなければ失格）	2 施設の設置目的の 効果的達成 （満点：35点）	3 効率的な管理 （満点：20点）	4 適正かつ確実な管理 を行う能力 （満点：35点）	5 その他施設の設置 目的、性質に応じて 定める基準 （満点：10点）	合 計 （満点：100点）
（社福）秋田県社会福祉事業団	適	25.6	14.0	27.0	8.4	75.0

■ 総合評価（選定結果）

○高齢者等を対象とする各種スポーツ大会や健康づくり教室、ふれあい農園を利用した高齢者と子どもたちとの世代間交流事業の実施、木工教室の開催など、施設の利用促進への取組に関する提案が具体的である。
○休憩（入浴）利用料金の特定の曜日や午後3時以降の割引、夜8時までの営業時間の延長（休憩（入浴）、屋内運動広場、会議室等）など、利用者の利便性の向上のための具体的な提案がされている。
○社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を平成11年度から良好に運営してきた実績を有している。
◎このことから、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を指定管理者の候補者として選定することに決定した。